

<報道発表資料>

.....

令和3年8月3日

市町村財政

令和3年度普通交付税・地方特例交付金の額の決定について (市町村分)

令和3年度の普通交付税及び地方特例交付金の交付額が、8月3日に総務大臣により決定され、閣議報告されました。それに伴い埼玉県（市町村分）の普通交付税の交付額が決定しましたので、お知らせします。

【ポイント】

- 埼玉県（市町村分）の普通交付税は、前年度に比べて11.9%多い1,515億3,017万5千円となり、3年連続で増加しました。
- 不交付団体の数は、前年度から2団体減少し、2団体となりました。
- 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、社会保障関連経費が増加したことや地域デジタル社会推進費が創設されたことなどにより、前年度と比較して約261億円増加しました。
- 基準財政収入額全体は、市町村民税（所得割、法人税割）が減少したことなどにより減少しましたが、交付団体が増加したため、算定の対象となる基準財政収入額（不交付団体を除く。）では、約98億円増加しました。
- 交付団体では、基準財政需要額の増加幅（+約261億円）が基準財政収入額の増加幅（+約98億円）を上回ったため、普通交付税は増加（+約161億円）しました。
- なお、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、前年度と比較して37.8%多い2,724億2,767万8千円となりました。

I 普通交付税・臨時財政対策債

1 本県（市町村分）の普通交付税交付決定額

(1) 交付決定額 1, 515億3, 017万5千円

(2) 対前年度比 161億4, 013万6千円 +11.9%
〔市分 1, 181億2, 651万4千円 (対前年度比 +12.3%)〕
〔町村分 334億 366万1千円 (対前年度比 +10.5%)〕

2 本県（市町村分）の臨時財政対策債発行可能額

(1) 発行可能額 1, 208億9, 750万3千円

(2) 対前年度比 586億4, 280万4千円 +94.2%
〔市分 1, 122億1, 392万1千円 (対前年度比 +99.4%)〕
〔町村分 86億8, 358万2千円 (対前年度比 +45.4%)〕

3 特徴

(1) 本県（市町村分）の普通交付税の交付決定額は、前年度と比較して11.9%の増であり、3年連続で増加しました。

(2) 不交付団体の数は、前年度から2団体減少し、2団体となりました。

(3) 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、社会保障関連経費が増加したことや地域デジタル社会推進費が創設されたことなどにより、前年度と比較して約261億円増加しました。

【基準財政需要額・主な要因】

- 社会保障関連経費
 - ・高齢者保健福祉費：対前年度比+135億円
 - ・社会福祉費：対前年度比+87億円
- 地域デジタル社会推進費：対前年度比+44億円（皆増）

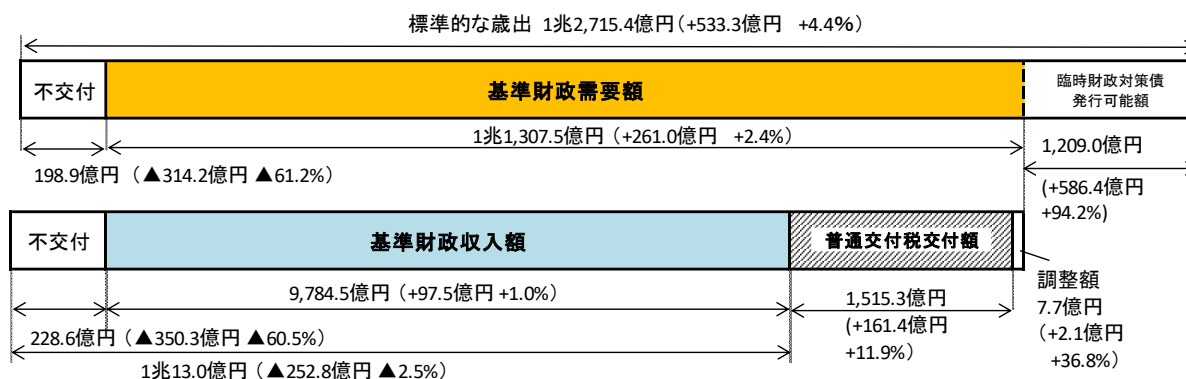
(4) 基準財政収入額全体は、市町村民税（所得割、法人税割）が減少したことなどにより減少しましたが、交付団体が増加したため、算定の対象となる基準財政収入額（不交付団体を除く。）では、約98億円増加しました。

【基準財政収入額・主な要因】

- 市町村民税（所得割）：対前年度比△170億円
- 市町村民税（法人税割）：対前年度比△128億円
- 交付団体の増加による増：対前年度比+330億円

(5) 臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政計画において発行総額が引き上げられたことなどにより、前年度と比較して約586億円増加しました。

【参考】普通交付税等のイメージ図（令和3年度・市町村分）



- ※1 普通交付税は、「基準財政需要額」（当該団体の標準的な歳出から、普通交付税の代替である臨時財政対策債の発行可能額を減じたもの）から「基準財政収入額」（当該団体の標準的な収入）を差し引いた額について、国が交付するものです。
- ※2 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額の合算額を普通交付税の総額に合わせるために減額した額のことです。
- ※3 なお、端数処理のため、計算が合わない箇所があります。

4 不交付団体

(1) 令和3年度不交付団体（2市）

- 戸田市（昭和58年度から39年連続）
- 和光市（平成28年度から6年連続）

(2) 「令和2年度不交付団体」→「令和3年度交付団体」（1市1町）

- 八潮市（平成28年度以来5年ぶり）
- 三芳町（平成25年度以来8年ぶり）

5 交付決定額の多い団体

- ① 春日部市 91億6,290万8千円
- ② 秩父市 64億3,058万円
- ③ 鴻巣市 63億2,244万6千円

II 地方特例交付金

1 地方特例交付金とは

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金のことです。不交付団体にも交付されます。

2 令和3年度に交付される地方特例交付金

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されています。

(2) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

3 埼玉県（市町村分）交付金の額

93億5,356万2千円

前年度と比較して4億2,919万6千円（△4.4%）減少しました。

（単位：千円、%）

項目	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方特例交付金	9,353,562	9,782,758	▲429,196	▲4.4
個人住民税減収補填特例交付金	8,205,875	7,971,616	234,259	2.9
自動車税減収補填特例交付金	814,853	1,318,468	▲503,615	▲38.2
軽自動車税減収補填特例交付金	332,834	492,674	▲159,840	▲32.4